

2022.04.01

PLレポート(製品安全) <2022 No.1>

■PL レポートは四半期ごとに国内外の製品安全、PL リスクに関連するニュースを紹介するとともに、昨今の技術革新や市場の変化等を踏まえた製品安全に関わる旬のトピックスを連載します。

国内のトピックス

ONITEが「2020年度事故情報収集・調査報告書」を公表

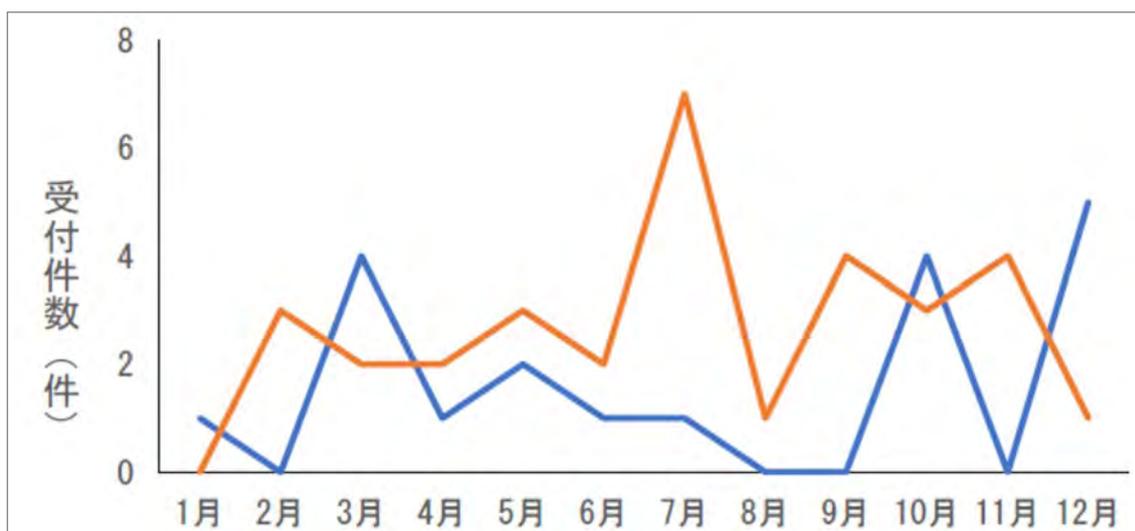
(2021年12月21日 独立行政法人製品評価技術基盤機構)

独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下、「NITE」)は、2021年12月21日、「2020年度事故情報収集・調査報告書」を公表しました。本報告書は、2020年度の重大製品事故情報及び非重大製品事故情報の収集状況や、同年度中にNITEが実施した事故原因の調査を取りまとめたものです。

本報告書では事故に見られる特徴を踏まえた分析も行われています。それらのうち、ここではコロナ禍中で注目されたキーワード「おうちごはん」との関連が考えられる「電気調理器具」について検討された製品事故の動向変化を取り上げます。

まず、2019年と2020年に発生した電気調理器具の事故の発生月別の整理において、2020年では7月にピークがありました(図1)。

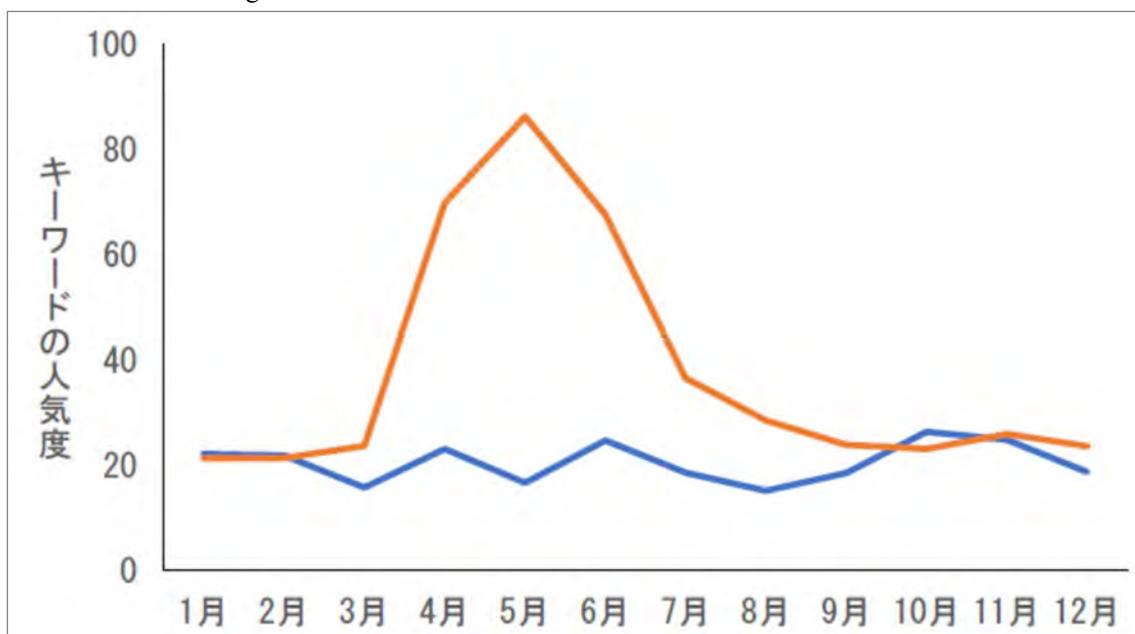
図1 電気調理器具の事故件数推移比較(月別)



出典：NITE「2020年度 事故情報収集・調査報告書」

次に、2019年と2020年における「おうちごはん」というキーワードの人気度を Google Trends にて調査した結果において（図2）、2020年では1度目の緊急事態宣言中と重なる4～6月での人気度が高いことがわかりました。

図2 Google Trends による「おうちごはん」キーワード検索の動向（月別）



出典：NITE「2020年度 事故情報収集・調査報告書」

これらのデータを踏まえ、報告書では次のとおり推測されています。

- ・WEBにおける「おうちごはん」の検索傾向と電気調理器具の事故増加には相関関係がみられる
- ・4～5月の新型コロナ流行時に「おうちごはん」が浸透して、電気調理器具の使用頻度が上がり、当該製品使用に伴う事故が7月に少し遅れて発生した

コロナ禍で外食の機会が減ったことや、リモートワークで調理の時間が取れるようになったことなどにより、「おうちごはん」の機会が増え、これまであまり調理の機会が無く、電気調理器具に不慣れな方が使用する機会が増えたことが事故の増加の大きな要因になっていると考えられます。

事業者には、これまで以上に電気調理器具の扱いに不慣れな方が使用することが増加していることを認識し、より分かりやすく、間違いを起こしにくい製品づくりを心掛けると共に、適時適切に注意喚起を行い、製品事故の低減につなげることが期待されます。

出所：NITE・2020年度事故情報収集・調査報告書

<https://www.nite.go.jp/jiko/report/annual/2020fy/2020.html>

○国民生活センターがマグネットパズルの破損について注意喚起

(2022年2月17日、国民生活センター)

国民生活センターは、2月17日、マグネットパズルの破損により、内蔵された強力な磁石を誤飲した幼児の胃や腸に穴があく事故に関する事例を紹介するとともに、消費者に注意喚起しました。

問題となったマグネットパズルとは、2枚の枠状の樹脂製パーツの中に複数個のネオジウム磁石が内蔵された構造となっており、さまざまな形状のパーツを複数組み合わせることで自由に平面や立体を造形することができる知育玩具になります。

写真1. マグネットパズルの外観と構成 (一例)



出典：国民生活センター 報道発表資料

発表資料によると、ネオジウム磁石を複数個誤飲した場合には、磁石同士が体内で消化管を隔ててつながり、消化管を穿孔（穴があくこと）する危険性があります。

国民生活センターでは、2020年11月に「マグネットパズルが破損し、内蔵されていた磁石を幼児が複数個誤飲したため磁石が腸管壁を隔ててつながり、手術を要した」という事故情報が寄せられたとともに、2021年10月にも類似の事故情報が寄せられたため、マグネットパズル7銘柄（ST基準、EN規格、ASTN規格のいずれかの規格基準に適合）についてテストを実施しました。

【テストの概要・結果】

| | |
|------------|--|
| 対象品 | 家庭で5～6年間使用されていたマグネットパズル |
| 対象品の現状（外見） | <ul style="list-style-type: none"> ・表面にキズを多数確認 ・亀裂を生じているものあり ・枠状のパーツの溶接が一部剥がれ、隙間が生じていたものあり（使用継続により2枚の樹脂が分離し、内蔵のネオジム磁石が外部に出るおそれあり） |
| 磁束指数 | 各規格基準（子どもが飲み込めてしまう大きさの場合の磁束指数の上限50(kG)2mm ² ）に対し、製品を分解して取り出したネオジム磁石では、いずれも上限を超過 |
| 表示 | <ul style="list-style-type: none"> ・ネオジム磁石を誤飲した場合の危険性について記載があるもの：3銘柄 ・マグネットパズルを定期的を確認する旨や破損した際の注意事項に関する記載が見られたもの：1銘柄 |

【テスト結果を踏まえた消費者へのアドバイス】

- ・消費者に対し、破損の有無の確認や対象年齢以下の子どもが触れないように注意する
- ・万が一誤飲してしまった場合は直ちに医師の診察を受ける

マグネットパズルに限らず、小型の磁石を用いた玩具や製品が多く販売されています。

磁石を用いた製品を製造・販売する事業者は、報告書でも要望されているとおり、これらの製品を小さい子どもが使用することをよく認識し、使用する際に、破損の危険性が無いことを確認する必要性や、内蔵された磁石を誤飲した場合の危険性について、消費者へ注意喚起、啓発を実施し、事故の再発防止に努めることが望まれます。

出所：国民生活センター・マグネットパズルの破損に注意－内蔵された強力な磁石を誤飲した幼児の胃や腸に穴があく事故が発生－

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220217_1.html

国外のトピックス

○CPSC への報告義務を怠ったメーカーが約 7.7 億円の制裁金の支払いに同意
(2022 年 1 月 31 日 米国消費者製品安全委員会)

米国消費者製品安全委員会 (CPSC) は 1 月 31 日、ワシントン州のフィットネス機器メーカーが 650 万ドル (約 7.7 億円) の制裁金の支払いに同意したと公表しました。CPSC によるとこのメーカーは、自社が製造するフィットネス機器に関し少なくとも 55 件の事故が発生し、うち 11 件は縫合が必要なほどの負傷事故であることを認識していたにもかかわらず、CPSC に対する必要な報告を怠っていました。

メーカーや輸入業者は、米国消費者製品安全法 15 条 (b) に基づき、自社製品が特定の安全基準に適合していないことや、重大な危険性を生じさせ得る欠陥を有していることなどを認知した場合、24 時間以内に CPSC へ報告することが義務付けられています。この義務に違反すると、CPSC によって民事裁判を通じて制裁金の支払いを求められる場合があります。ただし、多くの事業者は民事裁判で争うことを避け、CPSC と法廷外で和解した上で支払金額の交渉を行っています (冒頭の事案を含む)。

CPSC は制裁金を課した事例をウェブサイトで公表しており、今年を含む過去 5 年間では毎年 1~2 件程度の事例があり、1 件あたりの制裁金は 100 万ドルから 2,725 万ドル (約 1.1 億円から約 31.8 億円) となっています。

このうち、2,725 万ドルの制裁金を支払うことになった事例では、ROV (4 輪バギー) メーカーに対して 2 つの型式の製品に関する報告義務違反が問われています。2 つのうち特に問題の大きかった方の製品については、運転中に発火する事例が 150 件 (死亡事故 1 件、火傷につながった事故 10 件を含む) 起きていたにもかかわらず CPSC に報告しなかったため、事実を隠蔽したとされています。

このように、複数の事故が起きていることを認知したにもかかわらず、報告を行わなかった結果、消費者の被害が拡大した場合などにおいて、特に高額な制裁金が課せられる傾向があるようです。

報告の要否を分ける数値基準はありませんが、CPSC は事業者に対し「迷った場合は報告する」よう呼びかけており、オンラインで報告が可能なウェブサイトを設置しています。

米国で事業を展開するメーカーや輸入業者は、市場における不具合情報の収集と分析に留意し、報告が必要と思われる事実を認識した場合は CPSC に対し適時適切に連絡することが求められます。

出所：CPSC によるニュースリリース

<https://www.cpsc.gov/Newsroom/News-Releases/2022/Core-Agrees-to-Pay-6-5-Million-Civil-Penalty-for-Failure-to-Report-Serious-Injuries-Involving-its-Exercise-Equipment>

OCPSC が警告ラベルや安全標識に関する調査結果を公開

(2021年12月14日、米国消費者製品安全委員会)

米国消費者製品安全委員会（CPSC）は2021年12月14日、子どもの安全を確保するために新たに開発された安全記号についての評価レポートを公開しました。

今回、乳児の安全を確保するための以下の5つのトピックに関する10種類の安全記号について、ANSI Z535.3(2011) Criteria For Safety Symbols に基づき、21歳以上の方に対して理解度調査が行われました。

【5つのトピック】

- ・乳児は大人の手の届く範囲に留める（関連する安全記号：Symbol 1,2）
- ・乳児の睡眠時に柔らかい寝具を使わない（関連する安全記号：Symbol 3,4）
- ・乳児は仰向けに寝かせる（関連する安全記号：Symbol 5,6）
- ・磁石を誤飲すると危険（関連する安全記号：Symbol 7,8）
- ・家具の転倒の危険性有り（関連する安全記号：Symbol 9,10）

【10種類の安全記号】

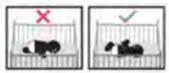
| | | | | | |
|--------|--|--|--|---|---|
| Symbol | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  |
| Symbol | 6  | 7  | 8  | 9  | 10  |

図 新たに開発・評価した安全記号（CPSC Warning Label Safety Symbol Research: Final Report）

【調査結果】

- ・合格は、Symbol 4（柔らかい寝具を使わない）、5（仰向けに寝かせる）、9（家具の転倒の危険性）の3種のみ。
- ・残り7種のうち一部については、小さな修正で合格する可能性あり。
※ANSI規格による合格基準：正しい理解が85%以上で、かつ意図が反対に認識されるなどの重大な取違いが5%以内

CPSC が今回5つのトピックを取り上げた意図や今後これらの安全記号をどのように使っていくとしているか等については、残念ながら明らかにされていません。とはいえ、これらの安全記号との関連が想定される製品の製造事業者や輸出事業者には、製品への適用動向をウォッチし、適切な対応ができるよう備えておくことが望まれます。

出所：CPSC のリリース

<https://www.cpsc.gov/content/CPSC-Warning-Label-Safety-Symbol-Research-Final-Report-with-CPSC-Staff-Statement>

コラム

スマートプラグの誤使用に関する考察

巷でスマートプラグをよく目にするようになりました。スマートプラグは、壁などにある「プラグ受け（いわゆるコンセント）」と家庭用電化製品の「差し込みプラグ」の間に装着することで、遠隔操作で家庭用電化製品への通電をコントロールできるようにする製品です。スマートプラグを使用することで、今まで遠隔操作ができなかった家庭用電化製品の電源を出先などからスマートフォン等の操作でオン・オフできるようになります。

一方で、電気ストーブやアイロンなどを本製品に接続し、遠隔操作で人が監視できない状況で作動させると事故や火災になる可能性があることは想像に難くないでしょう。このため、電気用品安全法では接続可能な電気用品を制限しています。

ところが、スマートフォン関連のウェブサイトには、機器とスマートプラグとの接続に関して電気用品安全法で禁止されている事例が紹介されました。その後、本記事は読者から法令に違反する接続例の紹介と指摘され、即時訂正されました。

本件は、筆者が法令で禁止されている使用方法を認識していなかったことが要因として考えられますが、同様のことは一般消費者でも想定され、スマートプラグの安全な使用に向けた教訓として捉えるべきと考えます。その理由は次のとおりです。

- 一般消費者がスマートプラグ購入時や使用時に接続可能な製品を電気用品安全法施行令で確認することは考えにくい。
- 通信販売のホームページや取扱説明書には接続機器に関する注意事項が記載されているが、購入者と使用者が異なる場合などには認識されないおそれがある。

こうした誤使用への対策としては、電気用品調査委員会^{※1}にて次のような検討が行われています。

- 接続機器とスマートプラグ間で通信し適応を判断する仕様とする。^{※2}
- 注意事項について、本体・取扱説明書への表示例を策定する。^{※3}
- 操作者がアプリケーションで操作を開始する前画面に、接続している機器の確認や操作上のリスクを明示する。^{※4}
- アプリケーションの画面に接続している機器の接続確認画面を表示し、危険源となる機器の接続をしていないことを承認しないと操作ができない機能を設ける。^{※4}

以上を踏まえ、事業者には事故防止の観点から次のような対応・検討が求められるものと考えます。

- スマートプラグに接続可能な電気製品の製造者は、自社製品にスマートプラグが使われることを想定し、自社製品のスマートプラグの適応性を明示し、電機製品側で注意喚起を行う。
- スマートプラグの製造事業者は、遠隔操作をする使用者が認識していないところで接続機器が変更された可能性がある場合には、アプリ画面上に通知を発出するなどの注意喚起機能を検討し、事故の抑制に向けた更なる検討を行う。

- ※1 一般社団法人日本電気協会に設けられた委員会。民間が自主的に運営する公正性、中立性のある組織として、電気用品の技術上の基準を定める省令にかかわる規格・基準に、民間の技術的知識、経験等を迅速に反映すること、及び民間規格・基準の活用を推進することにより、我が国の電気製品・設備の安全を確保し、障害を防止することを目的として活動
- ※2 『「解釈別表第四に係る遠隔操作」に関する報告書』 P29
- ※3 『「解釈別表第四に係る遠隔操作」に関する報告書』及び『「解釈別表第四に係る遠隔操作」に関する報告書の追加検討報告書』それぞれ別紙1、別紙2、別紙3
- ※4 『「解釈別表第四に係る遠隔操作」に関する報告書』及び『「解釈別表第四に係る遠隔操作」に関する報告書の追加検討報告書』それぞれ別紙1、別紙2

以上

文責：リスクマネジメント第三部 危機管理・コンプライアンスグループ

MS & AD インターリスク総研の製品安全・PL 関連サービス

【製品安全/PL・リコール対策関連サービスのご案内】

- ・市場のグローバル化の進展・消費者の期待の変化に伴いしかるべき PL・リコール対策、そして、製品安全の実現は企業の皆様にとってはますます重要かつ喫緊の課題となっています。
- ・弊社では、製品安全に関する態勢構築・整備、新製品等個別製品のリスクアセスメントや取扱説明書の診断、PL・リコール対策など、多くの企業へのコンサルティング実績があります。さらに、経済産業省発行の「製品安全に関する事業者ハンドブック」「消費生活用製品のリコールハンドブック 2016」などの策定を受託するなど、当該分野に関し、豊富な調査実績もあります。
- ・弊社では、このような実績のもと、製品安全実現のための態勢整備、個々の製品の安全性評価、製品事故発生時の対応に関するコンサルティング、情報提供、セミナー等のサービスメニュー「PL MASTER」をご用意しております。
- ・製品安全/PL・リコール関連の課題解決に向けて、ぜひ、「PL MASTER」をご活用ください。

PL Masterメニュー

I. マネジメントシステム構築・運営

1. 製品安全管理態勢の構築支援
2. リスクアセスメント態勢の導入支援

II. 製造物責任予防(PLP)対策

1. 製品安全診断
2. 取扱説明書診断

III. 製造物責任防衛(PLD)対策

1. PL事故対応マニュアルの策定
2. リコールに関する緊急時対応計画の策定

IV. 教育・研修

1. 製品安全セミナー(講義型)
2. リスクアセスメント導入研修(ケーススタディ型)
3. PL事故・リコール対応シミュレーショントレーニング

V. 調査研究・情報提供

1. 判例・事故例の調査分析
2. 各国の生産物賠償法一覧の提供
3. 各種リスクマネジメント情報の提供

「PL MASTER」をはじめ、弊社の製品安全・PL 関連メニューに関するお問い合わせ・お申し込み等は、MS & AD インターリスク総研 リスクマネジメント第三部製品安全グループ (interrisk_csr@ms-ad-hd.com)、またはお近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。また、本誌は、読者の方々に対して企業のRM活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製/Copyright MS & AD インターリスク総研 2022